

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号虎ノ門17森ビル
株式会社テー・オー・ダブリュー
代表取締役社長 川 村 治

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項中その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年9月22日（金）午後6：30までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月25日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビル3階
当社 大会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第30期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分 の件
 - 第2号議案 定款一部変更 の件
 - 第3号議案 取締役8名選任 の件
 - 第4号議案 監査役2名選任 の件
 - 第5号議案 会計監査人選任 の件
 - 第6号議案 取締役報酬改定 の件
 - 第7号議案 役員賞与支給 の件
 - 第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈 の件
4. その他株主総会招集に関する事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tow.co.jp>) において掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成17年7月1日から〕
〔平成18年6月30日まで〕

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、原油価格の高騰など一部懸念材料が見られたものの、企業収益の改善やそれに伴う設備投資の増加、個人消費も堅調に推移し、景気回復の足取りに力強さが見られました。

当社グループの属する広告業界におきましては、経済の回復基調と、デジタル家電やインターネットの普及を背景に、平成17年（1月－12月）の国内の総広告費が5兆9,625億円（対前年比1.8%増：㈱電通「日本の広告費」平成18年2月発表による）となりました。

イベント業界におきましては、企業の業績回復を受けた販促活動の活発化、愛知万博・東京モーターショーが開催されたこと等により、総じて堅調に推移いたしました。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、事業拡大を見据えたうえで若手社員の積極採用、教育研修、及び人事制度改革を実施いたしました。

営業戦略といたしましては、従来より顧客の会社経営の戦略から個人商品の販売戦略を踏まえたトータルな企画提案を行ってまいりましたが、これに加え平成17年8月のプライバシーマーク（I SMSについては認証取得済み）認証取得を機とした、個人情報を取り扱うキャンペーンを含めた販売戦略の企画提案や、TFFS（TOW Fulfillment System）を活用したキャンペーンオペレーション業務の受注拡大、プレミアム制作をはじめとしたSPインフラの整備にも注力してまいりました。

また、デンマークのviZoo社と、同社が保有する映像技術Free Formatの日本国内における取扱総代理店としての契約を締結するなど、セールスプロモーション事業の業務領域の拡大を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は123億41百万円（前連結会計年度比15.3%増）、経常利益は7億84百万円（前連結会計年度比0.2%増）、当期純利益は4億23百万円（前連結会計年度比9.1%減）となりました。

<品目別概況>

（販促）

当連結会計年度は、携帯電話通信各社からの受注が引続き好調であったことや、東京モーターショーが開催されたこと、化粧品関連イベントの受注が増加したこと等により、前連結会計年度比30.8%の売上増となりました。

（広報）

当連結会計年度は、家電メーカー、自動車メーカー、化粧品メーカー各社の各種発表会及びセミナーの受注が好調に推移した前連結会計年度に比べ、大型イベントの受注がやや低調に推移し、前連結会計年度比10.2%の売上減となりました。

（博展）

当連結会計年度は、愛知万博関連イベントがあったことにより、前連結会計年度比50.4%の売上増となりました。

（制作物）

当連結会計年度は、販売促進用のプレミアムグッズ等の受注は比較的好調に推移しましたが、総じて受注単価が低く、前連結会計年度比6.0%の売上減となりました。

（文化／スポーツ）

当連結会計年度は、大型スポーツイベントの受注がなかったこともあり、前連結会計年度比55.3%の売上減となりました。

（企画売上高）

企画売上高は、前連結会計年度比16.4%の売上減となりました。

品目別売上高の構成は次のとおりであります。

| 品 目 | | 金額（百万円） | 構成比（％） |
|-----------------------|---------|---------|--------|
| 制 作 売 上 高 | 販 促 | 7,180 | 58.2 |
| | 広 報 | 2,149 | 17.4 |
| | 博 展 | 1,314 | 10.7 |
| | 制 作 物 | 1,485 | 12.0 |
| | 文化／スポーツ | 112 | 0.9 |
| 小 計 | | 12,241 | 99.2 |
| 企 画 売 上 高 | | 99 | 0.8 |
| 合 計 | | 12,341 | 100.0 |

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は48百万円で、その内訳は次のとおりであります。

| 投 資 区 分 | 金額（百万円） |
|-------------|---------|
| 事務処理用電子計算機等 | 15 |
| IP電話 | 16 |
| その他 | 16 |
| 合 計 | 48 |

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別 | 第 27 期 (平成15年6月期) | 第 28 期 (平成16年6月期) | 第 29 期 (平成17年6月期) | 第 30 期 (当連結会計年度 平成18年6月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 9,441 | 9,638 | 10,705 | 12,341 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 537 | 466 | 465 | 423 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 43.28 | 36.50 | 36.70 | 36.22 |
| 総 資 産 (百万円) | 5,911 | 5,596 | 6,197 | 7,561 |
| 純 資 産 (百万円) | 3,582 | 3,722 | 3,782 | 3,865 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 294.58 | 304.99 | 317.46 | 332.86 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成14年11月8日開催の取締役会決議に基づき、平成14年11月27日を払込期日とした460,000株の一般募集による増資を行い、4億49百万円の資金調達をいたしました。また、同決議に基づき、平成14年12月19日を払込期日とした100,500株の第三者割当増資を行い98百万円の資金調達をいたしました。この結果発行済株式総数は8,802,194株から9,362,694株に増加いたしました。
3. 平成14年12月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿記載の株主の所有株式につき、平成15年2月20日付で1株を1.3株とする株式分割を行い、発行済株式総数は9,362,694株から12,171,502株に増加いたしました。
4. 第27期(平成14年7月1日から平成15年6月30日まで)に権利行使のあった新株引受権は23,600株であります。
5. 第28期(平成15年7月1日から平成16年6月30日まで)に権利行使のあった新株引受権は48,802株であります。
6. 第30期(平成17年7月1日から平成18年6月30日まで)に権利行使のあった新株予約権は21,970株であります。
7. 第30期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(5) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、原油高、社会保障費の負担増など不透明な要素はあるものの、景気回復は継続するものと見られ、今後の国内広告市場につきましても、平成18年（1月－12月）において総広告費が前年比2.1%増（㈱電通「日本の広告費」平成18年2月発表による）と予測されております。

このように総広告費が全般的に増加傾向にある中で、これを媒体別に見ますと、4媒体（新聞・雑誌・ラジオ・テレビ）の総広告費は平成17年より減少に転じ、一方で当社が属する「セールスプロモーション」につきましても、平成16年より2年連続での増加となっております。また、主要広告代理店におきましても、4媒体の売上高が減少し、これに対し4媒体以外の売上は増加傾向にあります（「広告と経済」平成18年4月21日発行による）。

当社グループはこのような環境を、顧客（広告主）の4媒体に対する広告効果やコストの見直し、並びにニーズが変化してきたこと等による結果であると捉えており、これに対応するためには当社の制作力（キャパシティ）・営業力並びに企業ブランドの向上こそが重要な課題であると認識しております。

これらの認識のもと、制作力の向上につきましては、これまで継続し功を奏してまいりました、若手社員の更なる育成・能力開発を実施してまいります。また、営業力の強化策としまして、第一に更なる提案力の強化のためのワンストップサービスの提供、すなわち「プロモーションメニューの拡充による既存顧客の深耕及び受注範囲の拡大、並びに新規顧客の拡大」、第二にこれらを実現するための企業ブランド構築、すなわち「業界内における当社の認知度、理解度、信頼度、期待度それぞれを強化するための積極的な広報活動」を掲げ、実施してまいります。また、社内イベントプランナーの増員とスキルアップ、外注先として組織化してきた社外のイベントプランナーを更に増強することで企画部門を強化し、当社の企画提案力を高め、競合コンペにおける絶対的優位性を確立することを目指してまいります。

以上を実施することによる売上拡大、若手社員の更なる能力向上による利益率の底上げを図ってまいります。

一方で企業活動のグローバル化に対応するため、既に業務提携をしている現地有カイベント制作会社との継続的な連携により、海外イベントの企画・提案につきましても今後とも積極的に進めていきたいと考えております。

これらの課題に積極的に取り組み、イベントを核とした総合セールスプロ

モーショングループ作りを目指してまいります。

(6) 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

- ① イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務
- ② イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負
- ③ 広報、広告に関する企画及び制作業務
- ④ セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、出版
- ⑤ セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、製作、販売及び輸出入
- ⑥ 各種印刷物の企画、制作、出版

(7) 主要拠点等（平成18年6月30日現在）

本 社 東京都港区虎ノ門一丁目26番5号虎ノ門17森ビル
大阪支社 大阪府大阪市北区西天満六丁目1番2号千代田ビル別館
株式会社ティー・ツー・クリエイティブ
東京都港区虎ノ門一丁目26番5号虎ノ門17森ビル

(8) 使用人の状況（平成18年6月30日現在）

イ. 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 132名 | 15名 |

(注) 使用人数には、嘱託は含んでおりません。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 124名 | 17名 | 31.0歳 | 4.5年 |

(注) 使用人数には、嘱託は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (平成18年6月30日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|---------------|----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,000百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 140百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 140百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 140百万円 |

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------|-----------|----------|-------------------|
| 株式会社 ティール・ツアー・クリエティブ | 100,000千円 | 100.0% | イベントの 制作・運営・演出 |

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況（平成18年6月30日現在）

1. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び他の法人等の代表状況 |
|---------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 川 村 治 | |
| 取締役副社長 | 真 木 勝 次 | |
| 専務取締役 | 秋 本 道 弘 | 第一本部長 |
| 専務取締役 | 草 柳 弘 昌 | 第二本部長兼 S P 戦略本部長 |
| 常務取締役 | 小 林 雄 二 | 第三本部長 |
| 取締役 | 木 村 元 | 管理部長 |
| 取締役 | 大 山 利 栄 | 第三本部副本部長 |
| 常勤監査役 | 西 山 達 海 | |
| 監 査 役 | 河 野 光 成 | 福島温泉開発株式会社社長 代表取締役社長 大喜株式会社社長 代表取締役社長 |
| 監 査 役 | 萩 原 新 太 郎 | 芝 綜 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 |

(注) 1. 当該事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

取締役木村 元氏は、平成17年9月26日開催の第29期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

2. 監査役の河野光成、萩原新太郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 | 摘要 |
|-------|------|-----------|----|
| 取 締 役 | 7名 | 133,220千円 | |
| 監 査 役 | 3名 | 18,900千円 | |
| 合 計 | 10名 | 152,120千円 | |

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は取締役年額400,000千円（平成17年9月26日改定）、監査役年額36,000千円（平成11年9月27日改定）であります。
2. 当事業年度支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。
3. 当事業年度支給額には当事業年度に係る役員賞与24,500千円（取締役7名に対し23,000千円、監査役1名に対し1,500千円）が含まれております。
4. 期末日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。

2. 株式の状況（平成18年6月30日現在）

(1) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式を保有する株主

| 株 主 名 | 当 社 へ の 出 資 状 況 | |
|---------------------------|-----------------|---------|
| | 株 式 数 | 出 資 比 率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,914千株 | 16.54% |
| 川 村 治 | 1,910千株 | 16.51% |
| 真 木 勝 次 | 1,385千株 | 11.97% |

(2) その他株式に関する重要な事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,242,274株 |
| ③ 株 主 数 | 2,717名 |

3. 新株予約権等の状況（平成18年6月30日現在）

新株予約権等の保有または交付状況

(1) 事業年度末における会社役員の新株予約権等の状況

| | |
|------------|-----------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成13年9月26日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 発行価額 | 無償 |
| 株式の払込金額 | 75,800円 |
| 目的となる株式の数 | 3,380株 |
| 行使期間 | 平成14年1月1日から 平成18年9月30日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | — | 3,380株 | 1名 |

| | |
|------------|-----------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成14年9月26日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の払込金額 | 113,700円（1株当たり1,137円） |
| 新株予約権の数 | 130個（新株予約権1個につき100株） |
| 目的となる株式の数 | 13,000株 |
| 行使期間 | 平成15年1月1日から 平成21年9月30日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 130個 | 13,000株 | 1名 |

| | |
|------------|-------------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成17年 9月26日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の払込金額 | 65,600円（1株当たり656円） |
| 新株予約権の数 | 1,600個（新株予約権1個につき100株） |
| 目的となる株式の数 | 160,000株 |
| 行使期間 | 平成19年10月1日から 平成27年 9月25日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 1,300個 | 130,000株 | 3名 |
| 監査役 | 300個 | 30,000株 | 3名 |

| | |
|------------|-------------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成17年 9月26日 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の払込金額 | 100円（1株当たり1円） |
| 新株予約権の数 | 700個（新株予約権1個につき100株） |
| 目的となる株式の数 | 70,000株 |
| 行使期間 | 平成25年10月1日から 平成45年 9月30日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 700個 | 70,000株 | 3名 |

(2) 当事業年度において使用人等に対して交付した新株予約権

| | |
|---------------|--|
| 株主総会の決議日 | 平成17年9月26日 |
| 発行決議の日 | 平成17年9月26日 |
| 交付を受けた者の区分と人数 | 当社の取締役3名 監査役3名 従業員85名 子会社の取締役2名 従業員7名 |
| 目的となる株式の種類と数 | 普通株式 (268,700株) |
| 株式の払込金額 | 65,600円 (1株当たり656円) |
| 新株予約権の数 | 2,687個 (新株予約権1個につき100株) |
| 行使期間 | 平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|-------------|---------|-----------|------|
| 当 社 使 用 人 | 2,402個 | 240,200株 | 85名 |
| 子会社の役員及び使用人 | 285個 | 28,500株 | 9名 |

| | |
|---------------|------------------------------|
| 株主総会の決議日 | 平成17年9月26日 |
| 発行決議の日 | 平成17年9月26日 |
| 交付を受けた者の区分と人数 | 当社の取締役3名 及び従業員2名 |
| 目的となる株式の種類と数 | 普通株式 (60,000株) |
| 株式の払込金額 | 100円 (1株当たり1円) |
| 新株予約権の数 | 600個 (新株予約権1個につき100株) |
| 行使期間 | 平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで |

| | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 交付者数 |
|-----------|---------|-----------|------|
| 当 社 使 用 人 | 600個 | 60,000株 | 2名 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

中央青山監査法人

(なお、同監査法人は平成18年9月1日をもって、みすず監査法人へ名称を変更しております。)

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る報酬等の額 | 19,000千円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の額 | 19,000千円 |

連結貸借対照表

〔平成18年6月30日現在〕

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 6,539,103 | 流 動 負 債 | 3,503,835 |
| 現金及び預金 | 1,334,929 | 買掛金 | 1,293,313 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,888,926 | 短期借入金 | 1,420,000 |
| 未成イベント支出金 | 607,046 | 未払法人税等 | 254,187 |
| 未収入金 | 2,536,472 | 役員賞与引当金 | 25,500 |
| 前払費用 | 28,874 | その他 | 510,834 |
| 繰延税金資産 | 70,152 | 固 定 負 債 | 192,219 |
| その他 | 72,702 | 退職給付引当金 | 73,357 |
| 固 定 資 産 | 1,022,519 | 役員退職慰勞引当金 | 118,862 |
| 有形固定資産 | 87,158 | 負 債 合 計 | 3,696,055 |
| 建物 | 35,917 | 純 資 産 の 部 | |
| 工具器具備品 | 45,213 | 株 主 資 本 | 3,872,876 |
| 土地 | 6,027 | 資本金 | 948,994 |
| 無形固定資産 | 34,351 | 資本剰余金 | 1,027,376 |
| 投資その他の資産 | 901,008 | 利益剰余金 | 2,311,563 |
| 投資有価証券 | 311,278 | 自己株式 | △ 415,058 |
| 保険積立金 | 312,441 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △ 7,309 |
| 繰延税金資産 | 88,838 | その他有価証券評価差額金 | 20,332 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 18,972 | 土地再評価差額金 | △ 27,642 |
| 敷金保証金 | 158,023 | 純 資 産 合 計 | 3,865,567 |
| その他 | 11,454 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,561,622 |
| 資 産 合 計 | 7,561,622 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成17年7月1日から〕
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|----------|------------|
| 売 上 高 | | 12,341,046 |
| 売 上 原 価 | | 10,892,240 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,448,805 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 667,306 |
| 営 業 利 益 | | 781,499 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 1,391 | |
| そ の 他 営 業 外 収 益 | 22,908 | 24,299 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 6,551 | |
| そ の 他 営 業 外 費 用 | 15,158 | 21,709 |
| 経 常 利 益 | | 784,088 |
| 特 別 利 益 | | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 12,800 | 12,800 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 796,888 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 386,049 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 12,440 | 373,609 |
| 当 期 純 利 益 | | 423,279 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成17年7月1日から〕
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成17年6月30日 残高 | 943,567 | 1,021,972 | 2,100,297 | △ 263,671 | 3,802,166 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 5,426 | 5,404 | | | 10,831 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 187,613 | | △ 187,613 |
| 役員賞与の支給額 | | | △ 24,400 | | △ 24,400 |
| 当 期 純 利 益 | | | 423,279 | | 423,279 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 151,387 | △ 151,387 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 5,426 | 5,404 | 211,265 | △ 151,387 | 70,709 |
| 平成18年6月30日 残高 | 948,994 | 1,027,376 | 2,311,563 | △ 415,058 | 3,872,876 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|------------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 平成17年6月30日 残高 | 7,988 | △ 27,642 | △ 19,653 | 3,782,512 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | 10,831 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △ 187,613 |
| 役員賞与の支給額 | | | | △ 24,400 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 423,279 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 151,387 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 12,344 | | 12,344 | 12,344 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 12,344 | | 12,344 | 83,054 |
| 平成18年6月30日 残高 | 20,332 | △ 27,642 | △ 7,309 | 3,865,567 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数…………… 1 社

連結子会社の名称……………株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成イベント支出金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおり
であります。

建物 5年～47年

工具器具備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内
における利用可能期間（5年）に基づく定額
法であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込
額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の金
額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上して
おります。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上して
おります。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・
リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってお
ります。

- (5) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

- (1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書）」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

- (2) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

この変更により、従来の方法に比べて、売上総利益が1,000千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が25,500千円減少しております。

- (3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は3,865,567千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-------------|
| 1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 | 2,531,917千円 |
| 2. 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △288千円 |
| 3. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,150,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,420,000千円 |
| 差引額 | 1,730,000千円 |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額 | 119,523千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度 末株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度 末株式数(株) |
|----------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 12,220,304 | 21,970 | — | 12,242,274 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2 | 382,387 | 246,845 | — | 629,232 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加21,970株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式会社ジャスダック証券取引所における市場買付け及び単元未満株式の買取によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|-------------|------------|
| 平成17年9月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 94,703 | 8.00 | 平成17年6月30日 | 平成17年9月27日 |
| 平成18年2月8日 取締役会 | 普通株式 | 92,910 | 8.00 | 平成17年12月31日 | 平成18年3月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たりの 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|----------------------|------------|------------|
| 平成18年9月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 92,904 | 利益剰余金 | 8.0 | 平成18年6月30日 | 平成18年9月26日 |

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|-----------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
| | | 前連結会計年度末 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 平成12年新株予約権(注)1 | 普通株式 | 21,970 | — | 21,970 | — | — |
| 平成13年新株予約権(注)2 | 普通株式 | 40,560 | — | 5,070 | 35,490 | — |
| 平成14年新株予約権(注)3 | 普通株式 | 121,160 | — | 53,560 | 67,600 | — |
| 平成16年新株予約権 | 普通株式 | 30,000 | — | — | 30,000 | — |
| 平成17年新株予約権①(注)4 | 普通株式 | — | 443,700 | 15,000 | 428,700 | — |
| 平成17年新株予約権②(注)5 | 普通株式 | — | 130,000 | — | 130,000 | — |
| 合計 | — | 213,690 | 573,700 | 95,600 | 691,790 | — |

- (注) 1. 平成12年新株予約権の当連結会計年度における減少は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 平成13年新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
3. 平成14年新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成17年新株予約権①の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行、当連結会計年度の減少は、失効によるものであります。
5. 平成17年新株予約権②の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
6. 平成16年新株予約権、平成17年新株予約権①、平成17年新株予約権②を除く新株予約権については、権利行使可能であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 332円86銭
2. 1株当たり当期純利益 36円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年8月17日

株式会社テー・オー・ダブリュー

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 洋 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 達 美 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当連結会計年度から役員賞与に関する会計基準を適用して連結計算書類を作成している。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第30期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月21日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

常勤監査役 西山達海 ㊟

監査役 河野光成 ㊟

監査役 萩原新太郎 ㊟

(注) 監査役 河野光成及び監査役 萩原新太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

〔平成18年6月30日現在〕

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 6,344,984 | 流動負債 | 3,411,711 |
| 現金及び預金 | 1,275,569 | 買掛金 | 1,139,626 |
| 受取手形 | 317,548 | 関係会社買掛金 | 88,013 |
| 売掛金 | 1,465,698 | 短期借入金 | 1,420,000 |
| 未成イベント支出金 | 581,579 | 未払金 | 71,003 |
| 未収入金 | 2,537,303 | 未払法人税等 | 250,116 |
| 前払費用 | 28,023 | 未払消費税等 | 60,415 |
| 繰延税金資産 | 66,689 | 未払費用 | 141,224 |
| その他 | 72,570 | 未成イベント受入金 | 153,922 |
| 固定資産 | 1,089,424 | 預り金 | 62,890 |
| 有形固定資産 | 83,869 | 役員賞与引当金 | 24,500 |
| 建物 | 35,789 | 固定負債 | 190,140 |
| 工具器具備品 | 42,052 | 退職給付引当金 | 71,277 |
| 土地 | 6,027 | 役員退職慰労引当金 | 118,862 |
| 無形固定資産 | 23,740 | 負債合計 | 3,601,852 |
| 電話加入権 | 2,652 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 21,087 | 株主資本 | 3,839,865 |
| 投資その他の資産 | 981,814 | 資本金 | 948,994 |
| 投資有価証券 | 311,278 | 資本剰余金 | 1,027,376 |
| 関係会社株式 | 100,000 | 資本準備金 | 1,027,376 |
| 長期前払費用 | 2,894 | 利益剰余金 | 2,278,552 |
| 会員権 | 8,410 | 利益準備金 | 22,845 |
| 保険積立金 | 302,805 | その他利益剰余金 | 2,255,707 |
| 繰延税金資産 | 87,963 | 別途積立金 | 1,700,000 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 18,972 | 繰越利益剰余金 | 555,707 |
| 敷金保証金 | 149,340 | 自己株式 | △ 415,058 |
| その他 | 150 | 評価・換算差額等 | △ 7,309 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 20,332 |
| | | 土地再評価差額金 | △ 27,642 |
| 資産合計 | 7,434,408 | 純資産合計 | 3,832,556 |
| | | 負債・純資産合計 | 7,434,408 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成17年7月1日から〕
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|----------|------------|
| 売 上 高 | | 11,839,605 |
| 売 上 原 価 | | 10,457,867 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,381,737 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 648,135 |
| 営 業 利 益 | | 733,602 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 16,891 | |
| そ の 他 営 業 外 収 益 | 24,691 | 41,582 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 6,106 | |
| そ の 他 営 業 外 費 用 | 12,431 | 18,537 |
| 経 常 利 益 | | 756,646 |
| 特 別 利 益 | | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 12,800 | 12,800 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 769,446 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 366,500 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 10,999 | 355,500 |
| 当 期 純 利 益 | | 413,945 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成17年7月1日から〕
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------|---------------|--------------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 | | |
| | | | | | 別 積 立 金 | 途 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 平成17年6月30日 残高 | 943,567 | 1,021,972 | 1,021,972 | 22,845 | 1,400,000 | 653,775 | 2,076,620 | △263,671 | 3,778,489 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 5,426 | 5,404 | 5,404 | | | | | | 10,831 |
| 別途積立金の積立 | | | | | 300,000 | △300,000 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △187,613 | △187,613 | | △187,613 |
| 役員賞与の支給額 | | | | | | △24,400 | △24,400 | | △24,400 |
| 当期純利益 | | | | | | 413,945 | 413,945 | | 413,945 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △151,387 | △151,387 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 5,426 | 5,404 | 5,404 | | 300,000 | △98,068 | 201,931 | △151,387 | 61,375 |
| 平成18年6月30日 残高 | 948,994 | 1,027,376 | 1,027,376 | 22,845 | 1,700,000 | 555,707 | 2,278,552 | △415,058 | 3,839,865 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 平成17年6月30日 残高 | 7,988 | △ 27,642 | △ 19,653 | 3,758,835 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 10,831 |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △ 187,613 |
| 役員賞与の支給額 | | | | △ 24,400 |
| 当期純利益 | | | | 413,945 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 151,387 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 12,344 | | 12,344 | 12,344 |
| 事業年度中の変動額合計 | 12,344 | | 12,344 | 73,720 |
| 平成18年6月30日 残高 | 20,332 | △ 27,642 | △ 7,309 | 3,832,556 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成イベント支出金……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおり
であります。
建物 5年～47年
工具器具備品 2年～15年
- (2) 無形固定資産……………ソフトウェア(自社利用)については、社内
における利用可能期間(5年)に基づく定額
法であります。
- (3) 長期前払費用……………均等償却。なお、償却期間は3年～5年で
あります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額
を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基
づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上して
おります。

4. 収益の計上基準

- 売上高……………イベントの本番終了日をもって売上高の計上
日としております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リー
ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書）」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

この変更により、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が24,500千円減少しております。

(3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は3,832,556千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|---|-------------|
| 1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 | 2,531,917千円 |
| 2. 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △288千円 |
| 3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,150,000千円 |
| 借入実行残高 | 1,420,000千円 |
| 差引額 | 1,730,000千円 |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額 | 115,004千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(営業取引)

売上原価（外注費） 857,996千円

(営業外取引)

(1) 受取利息及び配当金 15,500千円

(2) その他営業外収益 1,800千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (千株) | 当事業年度増加 株式数 (千株) | 当事業年度減少 株式数 (千株) | 当事業年度末 株式数 (千株) |
|----------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 (注) | 382,387 | 246,845 | — | 629,232 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加246,845株は、株式会社ジャスダック証券取引所における市場買付け及び単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 会員権評価損 | 19,642千円 |
| 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 | 48,377 |
| 未払事業税否認 | 16,360 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 29,010 |
| その他有価証券評価差額金 | 460 |
| 未払賞与損金算入限度超過額 | 40,420 |
| その他 | 14,796 |
| 繰延税金資産合計 | 169,067 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 14,415 |
| 繰延税金資産の純額 | 154,652 |

(リース取引により使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

| | |
|------------|----------|
| | (工具器具備品) |
| 取得価額相当額 | 13,820千円 |
| 減価償却累計額相当額 | 9,161 |
| 期末残高相当額 | 4,659 |

2. 未経過リース料期末残高相当額等

| | |
|----------------|---------|
| 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年内 | 2,874千円 |
| 1年超 | 2,016 |
| 合計 | 4,890 |

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

| | |
|----------|---------|
| 支払リース料 | 5,337千円 |
| 減価償却費相当額 | 4,985 |
| 支払利息相当額 | 264 |

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐久年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 330円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円42銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年8月17日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 大橋 洋史 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 達美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

個別注記表「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当事業年度から役員賞与に関する会計基準を適用して計算書類及びその附属明細書を作成している。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び大阪事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月21日

株式会社テー・オー・ダブリュー 監査役会

常勤監査役 西山 達海 ㊟

監査役 河野 光成 ㊟

監査役 萩原 新太郎 ㊟

(注) 監査役 河野光成及び監査役 萩原新太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円とさせていただきますと存じます。なお、この場合の配当総額は92,904,336円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成18年9月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）（以下「整備法」という）等が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法及び整備法に基づき、当社現行定款につき、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）の規定を新設するものであります。
- ② 会社法第189条第2項の規定に従い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条（単元未満株式についての権利）の規定を新設するものであります。
- ③ 会社法第310条第5項の規定に基づき、株主総会における議決権行使を委任できる代理人の数を明確にするため、現行定款第14条を変更するものであります。

- ④ 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき、インターネットによる株主総会参考書類等の開示を可能とするため、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。
- ⑤ 会社法第326条第2項の規定に従い、当社に設置する機関を定めるため、第19条（取締役会の設置）、第34条（監査役及び監査役会の設置）、第45条（会計監査人の設置）の規定を新設するものであります。
- ⑥ 会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第29条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。
- ⑦ 会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第44条第2項の規定を新設するものであります。
- ⑧ その他、会社法の規定により定款にて定める必要がなくなった規定の削除、定款上で引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法で使用される用語への変更、条文の新設・削除に伴う条数の変更、一部字句・表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、48,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> | <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する<u>方法による。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(1) <u>単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p><u>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> | <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理及び単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取り扱い規程による。</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主をもって、その期の定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> |
| <p>(招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p> | <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> | <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主及び実質株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 商法第343条の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主及び実質株主は、当会社の議決権を有する他の株主及び実質株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる</u>。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第19条 当会社は取締役会を置く。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(員数) 第16条 (条文省略) (選任方法) 第17条 取締役の選任の決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (累積投票の排除) 第18条 (条文省略) (任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により、取締役の中から社長1名を選任し、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選任することができる。</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役社長は、会社を代表する。 2 取締役会はその決議により、前項に加えて代表取締役を<u>定める</u>ことができる。その代表取締役は各々会社を代表するものとする。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集手続き) 第23条 (条文省略) (取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> | <p>(員数) 第20条 (現行どおり) (選任方法) 第21条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (累積投票の排除) 第22条 (現行どおり) (任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第25条 (現行どおり) 2 取締役会はその決議によって、前項に加えて代表取締役を<u>選定</u>することができる。その代表取締役は各々会社を代表し、<u>会社の業務を遂行</u>する。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第26条 (現行どおり) (取締役会の招集手続き) 第27条 (現行どおり) (取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</p> | <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、議長並びに出席取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主及び実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第34条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第36条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上おこななければならない。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第37条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、監査役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、監査役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議によって、これを免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 <u>会計監査人</u> (<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第45条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (新設) | <u>(会計監査人の選任)</u> <u>第46条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 |
| (新設) | <u>(会計監査人の任期)</u> <u>第47条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 |
| (新設) | <u>(報酬等)</u> <u>第48条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 |
| 第6章 計算 (営業年度及び決算期日) <u>第39条</u> 当会社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、毎営業年度の末日を決算期日とする。 | 第7章 計算 (事業年度) <u>第49条</u> 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 |
| <u>(利益配当金の支払)</u> <u>第40条</u> 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主、または登録された質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。 | <u>(剰余金の配当等)</u> <u>第50条</u> 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 |
| <u>(中間配当)</u> <u>第41条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載された実質株主、または登録された質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をなすことができる。 | <u>(中間配当金)</u> <u>第51条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| (除斥期間) 第42条 利益配当金及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその <u>支払い義務を免れるものとする。</u> (新設) | (期末配当金等の除斥期間等) 第52条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその <u>支払の義務を免れる。</u> 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付さないものとする。 |

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名は任期満了となります。また、取締役の草柳弘昌氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。経営基盤の強化を図るため取締役を2名増員して改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴 (地位及び担当並びに他の法人等の代表状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-----------|--------------------------|--|----------------|
| 1 | 川 村 治 (昭和27年8月25日生) | 昭和51年7月 有限会社テー・オー・ダブリュー設立代表取締役 平成元年3月 株式会社テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長(現任) | 1,910,253株 |
| 2 | 真 木 勝 次 (昭和26年5月21日生) | 昭和51年7月 有限会社テー・オー・ダブリュー設立取締役 平成元年3月 株式会社テー・オー・ダブリューに改組 取締役第一制作部長 平成7年7月 専務取締役 平成10年7月 取締役副社長(現任) 平成18年8月 第二本部長(現任) | 1,385,699株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴 (地位及び担当並びに他の法人等の代表状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-----------|--------------------------|---|----------------|
| 3 | 秋 本 道 弘 (昭和29年9月25日生) | 昭和52年5月 有限会社テー・オー・ダブル リ्यू入社 昭和60年7月 当社取締役 平成元年3月 株式会社テー・オー・ダブル リ्यूに改組 取締役第二制 作部長 平成7年7月 専務取締役制作本部長 平成12年9月 専務取締役第一制作本部長 平成13年7月 専務取締役第一本部長 平成16年9月 株式会社ティー・ツー・クリ エイティブ代表取締役 平成18年8月 当社専務取締役第一本部長兼 企画部長 (現任) | 646,939株 |
| 4 | 小 林 雄 二 (昭和34年3月22日生) | 昭和54年4月 サンデザイン研究所入所 昭和55年4月 株式会社ツインワン入社 昭和64年1月 当社入社 平成9年9月 取締役制作副本部長 平成12年9月 取締役制作部長 平成13年7月 取締役第一本部副本部長 平成14年7月 常務取締役第三本部長 (現 任) 平成18年7月 株式会社ティー・ツー・クリ エイティブ代表取締役 (現 任) | 311,167株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴 (地位及び担当並びに他の法人等の代表状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-----------|--------------------------|--|----------------|
| 5 | 木 村 元 (昭和26年8月6日生) | 平成12年4月 株式会社三和銀行 四谷支店 長 平成14年1月 株式会社ユーエフジェイビジ ネスファイナンス取締役営業 部長 平成17年4月 当社入社 平成17年7月 管理部長 平成17年9月 取締役管理部長 株式会社ティー・ツー・クリ エイティブ取締役(現任) 平成18年7月 当社常務取締役管理本部長 (現任) | 107,500株 |
| 6 | 大 山 利 栄 (昭和41年1月22日生) | 昭和63年3月 当社入社 平成15年7月 第三本部副本部長 平成16年9月 取締役第三本部副本部長(現 任) | 178,400株 |
| 7 | 尾 関 健 児 (昭和42年3月17日生) | 平成7年3月 当社入社 平成17年7月 第一本部副本部長(現任) | 160,338株 |
| 8 | 舛 森 丈 人 (昭和35年3月6日生) | 平成2年10月 株式会社丹青社入社 平成15年10月 当社入社 平成17年7月 SP戦略本部副本部長 平成18年7月 SP戦略本部長(現任) | 160,000株 |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役の西山達海氏及び河野光成氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 (地位及び担当並びに他の法人等の代表状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---|------------|
| 1 | 西山達海 (昭和17年7月8日生) | 昭和42年4月 株式会社東京スポーツ新聞入社 昭和45年2月 株式会社博報堂入社 昭和61年12月 同PR局PR2部長 平成5年1月 同コーポレートコミュニケーション局 局長代理 平成7年12月 同MD計画管理室長代理 平成11年9月 当社顧問 平成13年9月 常勤監査役(現任) 平成14年9月 株式会社ティー・ツー・クリエィティブ常勤監査役(現任) | 8,970株 |
| 2 | 河野光成 (昭和23年12月26日生) | 昭和47年5月 福島温泉開発株式会社入社 代表取締役社長(現任) 大喜株式会社 代表取締役(現任) 平成3年8月 当社監査役(現任) | 43,940株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の河野光成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、中央青山監査法人を会計監査人として設置しておりましたが、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間、業務停止処分を受けたことにより、平成18年7月1日をもって退任いたしました。

なお、当社は6月決算であるため、当社に対する同監査法人の業務停止期間は、平成18年7月1日から同年7月31日の1ヶ月間となりました。

その後、平成18年8月1日開催の監査役会の決議により中央青山監査法人を一時会計監査人として選任し、現在に至っております。

ここで、改めてみずず監査法人（平成18年9月1日 中央青山監査法人より名称変更）を会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

| | |
|--------|--|
| 名称 | みずず監査法人 |
| 主たる事業所 | 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 |
| 沿革 | <p>昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立</p> <p>昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる</p> <p>平成10年7月 中央監査法人に名称を変更</p> <p>平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる</p> <p>平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併</p> <p>平成18年9月 みずず監査法人に名称変更</p> |
| 概要 | <p>出資金 1,505,000千円</p> <p>人員構成</p> <p>社員数：公認会計士 450名</p> <p>職員数：公認会計士 1,344名</p> <p>会計士補 715名</p> <p>その他 1,040名</p> <hr/> <p>合計 3,549名</p> |

第6号議案 取締役報酬改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年9月26日開催の第29期定時株主総会において「年額400百万円以内」とご承認いただいておりますが、会社法の施行に伴い賞与の取扱いが変更になったことから、会社業績に連動した業績連動型報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）の制度を導入いたしたく、本議案においては、取締役の報酬額を「業績連動型報酬を含め年額400百万円以内」と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

新たな取締役報酬制度は、従前の月額報酬（固定）と、これに加え業績連動型報酬から構成されるものとし、その実施時期は平成18年7月1日以降といたしたいと存じます。

なお、本総会終結の時をもって辞任される取締役 草柳弘昌氏については、新たな取締役報酬制度は適用しないことといたしたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は8名となりますが、選任される2名の取締役については、本総会の日の翌月より新たな取締役報酬制度を適用いたしたいと存じます。

新たに導入する業績連動型報酬の算定方法とこれを相当とする理由は次のとおりであります。

(算定方法)

下表のとおり、利益の指標としては当社の第31期目標経常利益877百万円（公表済の経常利益853百万円に業績連動型報酬の予定額を加算し、控除前に引き直した金額）を基礎として、その目標達成率（額）に応じて個人別の業績連動型報酬額を算定するものであります。

なお、個人別の業績連動型報酬額の上限額については、各取締役それぞれの月額報酬（固定）の5倍とします。

| 経常利益 目標達成率 | 個人別の業績連動型報酬額 | | |
|---------------|-----------------|-----|-----------------------------------|
| | 役位 | 係数 | |
| 100%超の 場合 | 取締役会長 取締役社長 | 1.0 | 月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2% |
| | 取締役副社長 専務取締役 | 0.9 | (月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.9 |
| | 常務取締役 | 0.8 | (月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.8 |
| | 取締役 | 0.6 | (月額報酬×2.5+(実績経常利益-目標経常利益)×2%)×0.6 |
| 100%の 場合 | 取締役会長 取締役社長 | 1.0 | 月額報酬×2.5 |
| | 取締役副社長 専務取締役 | 0.9 | (月額報酬×2.5)×0.9 |
| | 常務取締役 | 0.8 | (月額報酬×2.5)×0.8 |
| | 取締役 | 0.6 | (月額報酬×2.5)×0.6 |
| 100%未満の 場合 | 取締役会長 取締役社長 | 1.0 | 月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2% |
| | 取締役副社長 専務取締役 | 0.9 | (月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.9 |
| | 常務取締役 | 0.8 | (月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.8 |
| | 取締役 | 0.6 | (月額報酬×2.5-(目標経常利益-実績経常利益)×2%)×0.6 |

各取締役の月額報酬（固定）は以下のとおりであります。

| 役名 | 職名 | 員数 | 金額 |
|-----------|-------|----|----------|
| 代表取締役社長 | | 1名 | 2,000千円 |
| 取締役副社長 | | 1名 | 1,800千円 |
| 専務取締役 | | 1名 | 1,700千円 |
| 常務取締役 | 第三本部長 | 1名 | 1,500千円 |
| 常務取締役 | 管理本部長 | 1名 | 1,400千円 |
| 取締役（新任含む） | | 3名 | 1,000千円 |
| 合計 | | 8名 | 11,400千円 |

（相当とする理由）

新たな取締役報酬制度をご提案させていただきますのは、従前より取締役について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるとの考えに加え、平成18年度の税制改正により業績連動型報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）の損金算入が認められるようになったことに伴い、今回のご提案となりました。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名及び監査役1名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与と総額24,500,000円（取締役分23,000,000円、監査役分1,500,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、会社の業績、定例の役員報酬額などを踏まえて算定し、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については、取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任される取締役の草柳弘昌氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退職慰労金の金額は、当社が定める「役員退職慰労金内規」によって一義的に算出できるものとなっており、当該内規につきましては、当社の本店に備置いて株主各位にご覧いただけるようにしております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|------------------------|--|
| 草柳弘昌 (昭和32年11月21日生) | 昭和56年4月 当社入社 |
| | 平成元年3月 株式会社テー・オー・ダブリューに改組 取締役第三制作部長 |
| | 平成4年7月 取締役企画部長 |
| | 平成7年7月 常務取締役開発本部長 |
| | 平成12年9月 同常務取締役営業開発部長 |
| | 平成14年7月 専務取締役第二本部長兼SP戦略本部長 |
| | 平成18年7月 専務取締役第二本部長兼企画部長 |
| | 平成18年8月 取締役(現任) |

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区虎ノ門一丁目26番5号 虎ノ門17森ビル3階



交通手段

- | | | |
|----------------|--------------|-------|
| 東京メトロ銀座線 | 虎ノ門駅下車「1番出口」 | 徒歩7分 |
| 都営地下鉄三田線 | 内幸町駅下車「A3出口」 | 徒歩7分 |
| | 御成門駅下車「A5出口」 | 徒歩8分 |
| 東京メトロ日比谷線 | 神谷町駅下車「3番出口」 | 徒歩10分 |
| JR線・新交通「ゆりかもめ」 | 新橋駅下車「烏森口」 | 徒歩10分 |